

ふくしま ICT 利活用推進協議会後援等の承認取扱要領

(総則)

第1条 講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に対し、ふくしま ICT 利活用推進協議会(以下「協議会」という。)の後援、協賛、賛助、監修等(以下「後援等」という。)の名義の使用を承認する場合には、原則として、この要領の定めるところによる。

(後援等の趣旨)

第2条 後援等の名義は、ふくしま ICT 利活用推進協議会として行事等の趣旨に賛同し、積極的に支援する価値のあるものに使用させることとする。

(承認の基準)

第3条 承認に際しては次の各号の基準によるものとする。この場合において、ふくしま ICT 利活用推進協議会の信用を失墜させることのないよう十分配慮するものとする。

(1) 行事等の主催者、製作者、発行者等(以下「主催者等」という。)が次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

ア 国の機関(独立行政法人、特殊法人等政府関係機関を含む)。

イ 地方公共団体

ウ 民法(明治29年法律第89号)第34条に基づいて設立された公益法人又はこれに準ずる団体

エ 新聞、ラジオ、テレビ会社等の報道機関等

オ 学校(学校教育法第1条に規定されているものに限る)

カ その他上記に準ずると認められるもの

(注)営利法人、任意団体(宗教法人を除く)等であっても、その能力、運営状況、信用状態等が確実であり、行事等内容等が極めて適切である場合は承認できるものとする。

(2) 行事等の内容が次に適合するものであること。

ア 高度情報化の推進、施策の普及又は啓発に積極的に寄与するものであること。

イ 国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること。

ウ 行事等に要する経費についての資金計画が十分なものであること。

エ 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用される恐れのないものであること。

オ 行事にあつては、事故防止・公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられているものであること。

(事務処理手続)

第4条 主催者等はあらかじめ協議会事務局と協議の上、別紙様式1号により申請するものとする。

2 協議会は主催者等が前条(2)の趣旨に反する行為を行った場合は勧告を行うことができる。

3 主催者側が第2号に従わない場合は承認を取り消す旨を速やかに通知すると主に必要な措置をとるものとする。